

野付風蓮道立自然公園管理指針

H13.9.20 自然第733号通知

1 管理の基本的方針

野付風蓮道立自然公園は、北海道の東端部に位置し、根室支庁管内1市2町（根室市・別海町・標津町）にまたがる面積11,692haを有する公園で、海岸に造形された狭長で低い地形と海に面する大小の水域からなり、日本を代表する砂嘴として知られている野付半島や広大な海跡湖の風蓮湖・温根沼・長節湖、また雄大な根釧台地の水平景観を背景とした砂浜海岸やヨシに覆われた湿原など、北海道らしい北方型の景観に優れた公園である。

本公園は、北の野付半及び野付湾を中心とする地域（以下、「野付地域」という。）と南の風蓮湖・温根沼・長節湖の3湖沼地域（以下、「風蓮地域」という。）から成り立っているが、両地域とともに海岸、湖沼及び湿原等を主体とする景観と生態系により構成されており、風致景観の特性及びその保全についての課題については共通する部分が多いので、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(野付地域)

当該地域は、標津町茶志骨から野付崎に至る延長約26kmの日本最大の規模をもつ鉤状の分岐砂嘴で形成された野付半島とそれにいだかれる野付湾からなり、その自然景観は、森林景観、草原景観、小島景観及び水面景観の4タイプからなっている。その特徴は、海と陸地とが一つとなった水平的で広大的な景観であり、またトド原・ナラ原や原生花園などが織りなす特異な植物景観である。

主に根室水道側には、ハマベンケイ群落とハマニンニク群落に代表される海岸砂浜植生が発達し、内湾部にはアッケシソウなどの塩湿地植生が、竜神崎からナカシベツにかけての低凹地には沼沢植生、低湿地にはミズゴケ湿原または泥炭地植生が構成されている。道道野付崎線沿いにはハマナス、コヌカグサなどによる海岸砂丘植生を呈しており、野付崎中央部にはオンネオンニクリ、ポンオンニクリを始めとする森林があるが、水面に近い部分では枯損が進んでいる。

野付湾に展開する広大な干潟や湿原にはガン・カモ類、シギ・チドリ類が多数飛来する。特に特別天然記念物のタンチョウは毎年4～6番が営巣するほか、アカアシシギはこの地区では日本で最初に繁殖が確認されて以来、春国岱とともに国内で唯一の繁殖地になっており、この2種は当公園を象徴する野生動物である。この他冬季には多数のオジロワシ、オオワシが飛来するが、一部のオジロワシは越夏し、当公園内で繁殖もしている。

(風蓮地域)

当該地域は、風蓮湖・温根沼・長節湖の3つの湖沼とその背後の段丘性台地からなっており、台地から流れる原始的河川が湖沼に注ぎ、河口を中心に低層湿原地帯を形成している。

特に風蓮湖は根室湾の沿岸流でつくられた砂州が発達し、春国岱地区には世界的にも珍しい砂丘にあるアカエゾマツ林が存在する。別海町側の走古丹の砂丘にはミズナラ林が、白鳥台から別当賀川にかけての国道沿いにはトドマツ林が見られる。温根沼周辺では針葉樹林が発達しており、低地にはアカエゾマツ林が、丘陵地にはトドマツ林が分布している。長節湖周辺では広葉樹の比率が高くなり、丘陵地には針広混交林となっている。そのほかには、河口付近の塩湿地植生や海岸線沿いの海

岸草原などが見られる。

また、広大な湖沼水面と干潟があるため、水鳥の一大飛来地になっていおり、すぐれた自然景観と貴重な動植物に恵まれている地域である。特にタンチョウは、約20番が繁殖しており釧路湿原とともに貴重な繁殖地になっているほか、シマフクロウ、オジロワシ、クマゲラ、ヒシクイなどの天然記念物に指定された鳥類も多く、当公園の傑出した自然を構成する重要な要素になっている。

イ 保全対象の保全方針

本公園の特徴である、海、湖沼、湿原及びその背後の台地が一つになった水平的で広大な景観と自然性の高い生態系を保全するため、総合的環境の保全に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種制度と連携し、国及び市町村との連絡調整を図る。

本公園区域内には、地域住民の生活、生産活動の場所が含まれるため、保護と利用について慎重に対応していく必要がある。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

自然性の高い水平的景観の展望とそこに生息・生育する野生動物など、優れた自然景観、学術的にも貴重な自然生態系を広く利用者に理解してもらうため、利用拠点における案内板、解説板等の整備の充実、自然探勝歩道の整備や植生保護柵の設置等を行い、適切な公園利用を推進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため、利用施設は必要最小限とし、設置する場合には、土地の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。また、湖沼・湿原周辺の利用施設の設置や維持管理に当たっては、水質の汚濁防止に配慮する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

自然とのふれあいの推進や快適な利用を図るため、公園区域に近接する自然観察拠点施設とも連携を図りながら、自然探勝・動植物観察などの普及を図る。

また、野生動植物の保護管理や快適な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て必要な規制を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1361号）によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

ア 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	①基本方針 主要利用動線、利用拠点からの景観を保護するため、デザイン・色彩については、特に配慮する。 ②デザイン、色彩、材料 屋根：原則として勾配屋根とする。色彩については、こげ茶系とする。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根や赤錆色、暗緑色等も認める。 外壁：原則として、茶色系、灰色系、クリーム色、白色系等又

	<p>は自然材料素地とし、華やかな印象を与えない色彩とする。 デザイン：外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>③修景緑化 建築物の周囲には、在来種を用いた修景のための植栽を可能な限り行う。</p>
(2) 道路	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点からの景観の保護に配慮する。 また、野生動植物の生殖や繁殖に影響を与えないよう、自然環境の保全に努める。</p> <p>②付帯施設の取扱い 大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 防護柵の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 主要道路の防雪柵については、不必要な期間の取り外しや折り畳み等できる限り考慮し、風致の維持に配慮する。</p> <p>③残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出するなど、風致の保護上支障のないよう適切に処理する。</p> <p>④法面処理及び修景緑化 工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物及び緑化工法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用されている草本種を使用する場合でも、現地の植生状況を踏まえ、可能な限り先駆種を選定し、在来種植生の移行を促進させるように努める。 擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な箇所においては、極力、自然石や自然石に模した材料を使用するよう努める。</p>
(3) 電柱、鉄塔 アンテナ等	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点からの風致の維持に配慮する。</p> <p>②規模、構造、色彩等 ア 電柱 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向での電力線路・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設化を行うよう指導する。 また、それ以外の場所については、電力線・電話線を極力新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。</p> <p>イ 鉄塔・アンテナ等 主要な展望地や利用動線からの景観に支障のある場所には新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。</p>
(4) その他の工 作物	<p>主要な展望地や利用動線からの景観の保護に配慮する。 特殊な用途を有するものを除き、外部の色彩は茶色系、灰色系、白色系等または自然材料素地を原則とする。</p>

2 木竹の伐採	<p>主要な道路沿線や利用拠点からの眺望の対象となる場所や保全上重要な地域に当たる森林については、風致景観に十分配慮した施業方法によるものとする。</p>
3 広告物 (1) 指導標、案内板	<p>①基本方針 公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の規範となるべき内容を備えたものとし、法令等により形状が規定されているものを除き、公園全体でデザインの統一を図ることを検討する。</p> <p>②設置場所 設置目的からして、利用拠点や路線分岐点に限られるが、設置の目的を考慮した上で、展望や風致に支障がないよう、適切に配置する。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩 規模は必要最小限のものとする。 極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。 色彩は、こげ茶、黒、白を基調とし、利用者に過度の印象を与えることのないものとする。ただし、赤、青、緑等の原色であっても、シンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。</p>
(2) 営業用広告物	<p>①基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えることのないようにするとともに、利用動線からの景観の保護に留意する。市街地や集落においては、町並みとの調和が図られるよう努める。</p> <p>②設置場所 現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。また、多数設置される場所においては、集合看板とする。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩 前記(1)指導標、案内板の取扱いに準じる。</p>
4 植物の採取、損傷	<p>採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。 また、公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避けることとする。</p>
5 車馬等(スノーモービル、自動車、オートバイ、モーターボート)の使用	<p>乗り入れ等の台数、頻度等は必要最小限とする。</p>

イ 普通地域に係る取扱方針

ゴルフ場については、「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日付け環自保第343号環境庁自然保護局長通知)に準じて取り扱う。

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」（平成12年11月17日付け自然第898号環境生活部長通知）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	基本方針	砂嘴、林地、湖沼、湿原等多種多様な景観を維持するため、今後の道路整備に当たっては、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮し、自然改変を少なくする。 付帯施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」のア「特別地域に係る取扱方針」の1「工作物」の(2)「道路」に準じる。
	野付崎線 (一般道道野付風蓮公園線)	野付地区の主要利用拠点であるトド原に連絡する唯一の道路である。今後の線形改良等整備に当たっては、野生動植物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	尾岱沼線 (一般国道224号)	今後の道路整備に当たっては、野生動植物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を少なくする。
	風蓮湖岸線 (一般国道44号及び224号)	今後の道路整備に当たっては、野生動植物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を少なくする。
	ヤリムカシ 連絡線	現在、終点に計画されている園地は未整備であり、地域住民の生活道路として利用されている。当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	別海・走古 丹線(一般道道風蓮湖公園線)	今後の線形改良等整備に当たっては、野生動植物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
2 道路(歩道)	トド原探勝 線	本公園の中で、最も利用者の多い歩道である。今後の改良に当たっては、風致の維持に配慮するとともに解説板等の整備や沿線の植物の保護対策を図る。
	春国岱線	春国岱の探勝路になっており、今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護や野生動物の生息環境の保全に配慮しながら、木道の改良や歩道の冠水対策を検討する。
	長節沼周回 線	長節湖の周辺を一周する自然探勝路で、今後の改良に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮する。
	走古丹線	砂丘状の海岸草原を探勝するための歩道として計画されているが、現地には町道の車道がある。この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
3 運輸施設 (船舶運送施設)	野付湾周遊 線	本線は、野付半島の砂嘴により広がる野付湾を周遊する海上ルートで、尾岱沼漁港からトド原、アラハマワンドなどを経由し、海上からの野付地区の景色を楽しむ航路である。利用拠点としては、キナチャウスの

		先端に仮設栈橋がある。今後の整備に当たっては、周辺の自然環境に配慮するとともに、利用者の安全対策などを講ずることとする。
4 運輸施設 (乗合馬車)	野付半島探 勝線	本線は、当公園の最大利用拠点のトド原入口園地からトド原園地に至る路線で、既設歩道(トド原探勝線)と平行して走っている。この乗合馬車は、平行する歩道が若干長いこともあり、相応の利用頻度がある。動物を使用するため、清潔の保持に注意して運行するとともに、施設の整備に当たっては、周辺の自然環境に配慮した施設を検討する。
5 宿舎	尾岱沼	この宿舎計画は、尾岱沼市街地の普通地域内に位置しており、現時数軒の民間の旅館がある。この地区の宿舎利用目的は、尾岱沼からの野付湾に広がる風景の観賞とハクチョウをはじめとした鳥類の観察等であり、今後の取扱いは、これら利用目的を考慮したものとする。
	走古丹	この宿舎計画は別海町走古丹市街地に位置し、風蓮地区の公園利用拠点として計画されている。既存の宿舎はないが、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
6 園地	基本方針	地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致の維持に十分留意して整備を進めることとし、付帯施設の取扱いについては、前記(1)「許可、届出等取扱方針」に準じる。
	トド原	本公園の最大の利用拠点になっているが、興味対象であるトドマツの立枯れ風景が衰退してきているので、この地区の利用のあり方を検討した上で既存施設の補修改良を計画的に進めることとする。
	トド原入口	この地区は、トド原への車両乗り入れを規制するために入口拠点として園地が整備されており、駐車場、公衆便所、レストハウスなどが整備されている。当公園の最も入り込みが最も多い地区で、今後の施設整備に当たっては、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その整備を進める。
	春別川川口	この地区はオオハクチョウの飛来地であり、駐車場、北方展望台、公衆便所などが整備されている。利用動向を踏まえて、観察広場等の整備を検討する。
	ポンニタイ	この地区では、ワタスゲ、エゾゼンテイカなどの群落が広がり、近年、その景観を楽しむ人が増えており、今後は、利用動向を勘案しながら整備の方針を検討する。
	竜神崎	竜神崎付近の原生花園を探勝する拠点として計画されており、駐車場及び公衆便所が整備されている。利

		用動向を踏まえて、観察広場等の整備を検討する。
	ヤリムカシ	風蓮湖内に突出した展望の要点として計画されているが、施設は未整備であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	白鳥台	この地区は、オオハクチョウをはじめガン・カモ類の飛来の展望地になっており、レストハウス、公衆便所、展望広場、散策道などが整備されている。今後の整備に当たっては、その利用動向・利用ニーズを考慮して地区の全体的な整備を進める。また、整備に当たっては、交通安全対策に留意する。
	温根沼橋	未整備の状態であり、この地区の利用の在処とを検討した上で取り扱う。
	長節沼	この地区は、長節沼の入り口付近にあり、自然探勝の利用拠点になっており、駐車場、便所、あずまや、展望広場等がある。今後の整備に当たっては、利用動向を勘案しながら駐車場の舗装、便所の改修等を検討する。
	春国岱	この地区は春国岱のアカエゾマツ林、塩湿地植生や野鳥など観察・探勝の出発拠点となっており、駐車場と案内板等がある。今後の整備に当たっては、案内板等による利用者への情報提供機能の充実を考慮する。
	走古丹	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
7 野営場	飛雁	今後の整備に当たっては、風致の維持に十分配慮して進める。この地区は集団施設地区として計画されており、野営場のほか、園地、宿舎、舟遊場などの計画があるが、野営場以外の施設は未整備の状態、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
8 舟遊場	走古丹	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者なども安全で快適に利用できる施設の整備を進める。

特に公衆便所については、快適に公園を利用してもらうために、水洗化に向けた整備を進める。

(2) 一般公共施設

野付半島及び春国岱で行われている海岸保全工事については、風致の維持に十分留意して進めるものとする。

4 土地及び施設の管理に関する事項

道有財産の管理

道有施設であるトド原探勝線道路（歩道）及びトド原園地については、関係機関と連携を図り、危険箇所を改良するなど、安全対策を図る。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

野付地域、風蓮地域ともに、その自然景観は地形的にも多様であり、原生花園に生育する高山植物や湿原に生息するタンチョウをはじめ野生生物も多く、自然教育活動や自然観察会等を行う場所として最適地である。

このため、各種団体や関係機関が協力しながら、自然解説に関する資料の作成配付等を行い、専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的開催されるよう努める。また、自然解説等のための博物展示施設の整備についても検討するとともに、公園区域隣接地にある春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンターと連携した活動の推進を図る。

(2) 利用の規制

ア 自動車の規制

一般車両による公園利用が多くなってきているので、主要利用拠点においては、適切な規模の駐車場を整備するとともに、園地・歩道・原生花園等に自動車が入り込まないように、注意標識や車止め等の設置を講じる。

イ 野営の規制

野営場以外の場所での無秩序な野営は、安全面や植生保護の面から問題があるので、野営場の適切な管理を図り、野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

ウ 立ち売りの規制

公園内における立ち売り行為は、利用者へ不快の念をいだかせ快適な公園利用を阻害するほか、衛生管理上やゴミ処理場の問題もあるので、各施設及び土地の管理等の協力を得ながら規制する。

エ 植生保護のための立入規制

野付地区は一般道道野付風蓮公園沿いに多くの原生花園が存在するので、土地管理者の協力を得ながら、要所に立入規制の標識、植生保護柵等を設置する。

オ 利用マナーの徹底

公園利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや、植生の踏み付け等による自然生態系への悪影響が懸念される。利用者に理解、協力を求めるなどマナーの趣致徹底を図る。

カ 静かな環境の維持

利用拠点での案内放送、音楽放送等の取扱いには十分留意し、静かな環境の維持に努める。

キ 新しい利用形態への対応

歩くスキー、ホーストレッキングなど新しい利用形態については、公園の風致の維持や野生生物の生息・生育環境に影響を与えないよう十分配慮するとともに、従来から行われている利用（風景環礁、野鳥観察など）と調和した秩序ある利用が行われる

よう指導する。

(3) 利用者の安全対策

当該地区は特に地形的に危険な場所はないが、施設整備された地区についてはその安全に万全を期する。また、カモ類の集団飛来地でもあるので、狩猟による事故のないよう地元猟友会を指導する。

6 地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

当該地区の美化清掃は、各公園利用施設についてそれぞれの設置管理者が実施しており、また、公共的施設についても地元市町が主体になって行われている。

今後、余暇活動のフィールドとして利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃など計画的な美化清掃に取り組む。

さらに、ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に、公園利用者に周知徹底を図る。